

令和4年（2022年）3月10日

枚方市議会議長
有山正信様

総務常任委員会
委員長 鍛冶谷 知 宏

総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、令和4年3月10日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
請 願 第 5 号	枚方市の各機関における行政書士制度への理解並びに行政書士法遵守の徹底に関する請願	採 択 す べ き も の

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ いわゆる非行政書士による違法な書類作成、提出行為を抑止するため、申請書類に代理人行政書士の記名押印欄を設けることの効果等について
- ・ 非行政書士による違法行為の具体事象について
- ・ 非行政書士の違法行為に対し、他の自治体で注意喚起している事例について
- ・ 大阪府の各窓口における、非行政書士の違法行為に対して注意喚起するプレートの設置状況について
- ・ 本市窓口における、行政書士による申請代行手続の現状について
- ・ 本市窓口における、非行政書士による違法行為の実態把握について
- ・ 非行政書士の違法行為に対する、今後の市の対応について
- ・ 申請書類に代理人行政書士の記名押印欄を設けることと、市民の負担軽減や利便性向上に資する押印欄廃止の取組との整合について
- ・ 本市における、行政書士法に対する理解及び認識について

2. 討論要旨

[加藤 治委員]

請願第5号 枚方市の各機関における行政書士制度への理解並びに行政書士法遵守の徹底に関する請願の採決に当たり、賛成の立場から討論を行います。

今回の請願は、官公署への各種許認可・免許・登録等の申請または届出等に際し、資格を有しない、いわゆる非行政書士が申請書類を作成し、手続を行っているケースが頻発している状況を受け、行政書士法や行政書士制度の遵守とともに、無資格者による違法な書類作成、提出行為の排除を目的に行われたものです。

同法第1条の2第1項及び第19条第1項において、他人の依頼を受けて報酬を得て官公署に提出する書類等を作成することについては、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士の業務とされています。

行政書士は官公署に提出する行政手続に係る申請書類の作成等を行うことのできる国家資格と位置づけられており、守秘義務が課されるなど厳格な業務遂行義務が求められているとともに、手続の公平性、透明性を担保することにより、官公署における行政事務の円滑化に資することが期待されています。

行政書士が携わることで、市民や事業者が安心かつ適正に本市の各機関において手続に臨むことができ、このことは、本市職員にとっても、厳格な業務遂行義務が課せられている行政書士が手続を代行していることで、書類審査や許認可等の業務において安心かつ円滑な遂行につながっていると言えます。

本市の窓口においては、行政書士の資格を有しない「非行政書士」が市役所への

提出書類の作成や、手続の代理を確認できた事例は把握していないとのことでしたが、現在、一部の窓口で行っている、啓発ポスターの掲示等による注意喚起を強化することは、そうした違法な行為への抑止効果も期待できます。

行政書士制度に係る必要な周知、啓発や注意喚起などの取組を通じて、質の高い行政サービスを市民や事業者が享受することができ、ひいては市民活動、社会経済活動にも有益な影響を与えることにもつながり、このような観点のもと、本請願は採択されるべきであると考えます。

最後に、本市における各機関においては、当然ながら行政書士法はもとより、各種関係法令を遵守する立場から、市民や事業者の目線、また行政手続の適正化や円滑な業務遂行の観点のもとで適切に取り組まれることを求め、本請願に対する賛成討論といたします。